第三十一条第四項第九号中「に係る」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係る」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「に係る」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係る」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「に係るもの」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るもの」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「に係るもの」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るもの」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する体制の整備の状況（登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

第三十一条第四項第四号の次に次の一号を加える。

五　利用者支払可能見込額（法第三十条の五の四第一項に規定する利用者支払可能見込額をいう。第六項第四号において同じ。）の算定に関する事項

第三十一条第六項に次の一号を加える。

四　利用者支払可能見込額の算定に関する事項

第三十一条第十一項中「事項（」を「事項は、次の各号（」に、「第二号に掲げる者」を「第三号から第七号までに掲げる者」に、「に掲げる事項に限る。）は、次のとおり」を「）に掲げるもの」に改め、同条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十四条から第二十九条までを二条ずつ繰り下げ、第二十三条の次に次の二条を加える。

（登録少額包括信用購入あつせん業者が営む包括信用購入あつせんに係る極度額の上限）

第二十四条　法第三十五条の二の三第一項の政令で定める金額は、十万円とする。

（登録少額包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限に係る催告の期間）

第二十五条　法第三十五条の二の六第一項の政令で定める日数は、七日とする。

附　則

この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十四号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「⑽、⑬の１の項」を「⑽の１の項、⑬の２の項」に、「⑷の５の項及び８の項」を「⑷の６の項及び11の項」に、「⑸並びに⑸」を「⑸並びに⑸の２の項」に改める。

第九条第二号中「12の項及び13の項」を「15の項及び16の項」に改める。

別表第一の表二の第一の二のホ中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　もず科	
1	*Lanius cristatus superciliosus*（アカモズ）

別表第一の表二の第一の六の口に次のように加える。

⑶　たいこうち科	
1	*Laccotrephes grossus*（タイワンタイコウチ）

別表第一の表二の第一の六の二の⑶に次の一項を加える。

3	*Oeneis norma sugitanii*（タカネヒカゲ八ヶ岳亜種）

別表第一の表二の第一の七のイの⑵に次の一項を加える。

20	*Satsuma sadamii*（サダミマイマイ）

別表第一の表二の第一の七のイの⑶中４の項を13の項とし、３の項を10の項とし、同項の次に次の二項を加える。

11	*Stereophaedusa elongata*（タケノコギセル）
12	*Stereophaedusa inclyta*（リュウキュウギセル）

別表第一の表二の第一の七のイの⑶中２の項を４の項とし、同項の次に次の五項を加える。

5	*Reinia elegans*（ニシキコギセル）
6	*Reinia euholostoma*（ハナコギセル）
7	*Reinia holotrema*（マルクチコギセル）
8	*Reinia hungerfordiana*（カスガコギセル）
9	*Reinia masaoi*（アズママルクチコギセル）

別表第一の表二の第一の七のイの⑶中１の項を２の項とし、同項の次に次の一項を加える。

3	*Megalophaedusa masatokandai masatokandai*（オオイタシロギセル）

別表第一の表二の第一の七のイの⑶に１の項として次のように加える。

1	*Megalophaedusa fukudainadai*（ナルトギセル）

別表第一の表二の第一の七のイの⑶に次の一項を加える。

14	*Zaptyx longiplicata*（イトヒキツムガタノミギセル）

別表第一の表二の第一の七のイに次のように加える。

⑷　きせるもどき科	
1	*Boninena callistoderma*（ハハジマキセルモドキ）
2	*Boninena hiraseana chichijimana*（チチジマキセルモドキ）